

1. 学部、学科ごとの名称及び教育研究上の目的

(1) 学部、学科ごとの名称（青森大学学則より抜粋）

(学部及び学科) 第2条 本学に次の学部、学科を置く。

| 学 部 | 学 科 |
|------------|------------|
| 総合経営学部 | 経営学科 |
| ソフトウェア情報学部 | ソフトウェア情報学科 |
| 薬 学 部 | 薬学科 |

(2) 学部、学科ごとの教育研究上の目的（青森大学学則より抜粋）

第1章 総則

(目的)

第1条 青森大学（以下、「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の理論と応用を教授研究して、有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資することを目的とする。

2 略

3各学部・学科における人材養成に関する目的、教育研究上の目的は、次に掲げるとおりとする。

<総合経営学部経営学科>

経営学、経済学、商学に関する基礎的な知識・技術を教授し、企業人として必要な理解力・実務能力・対人関係能力を涵養し、経済のグローバル化、IT化、スポーツビジネスの進展などに対応できる人材、総合的・多角的な視点で課題を捉え柔軟で創造的な発想・解決法を提案できる、イノベーション能力を有した人材を育成する。

<ソフトウェア情報学部ソフトウェア情報学科>

基礎的な知識や情報技術からネットワークとプログラミング、CG・マルチメディア、インテリジェントシステム等の高度な情報技術までを教授することにより、応用力、実践力を身に付けさせ、情報通信社会の発展に寄与する人材を育成する。

<薬学部薬学科>

薬学の基礎となる科学的知識・技術を授け、さらに医療薬学的知識・技術及び医療人としての心構えと態度を身に付け、わが国の医療環境の進展に応え得る薬剤師を育成することを目的とする。